

参議院外務・法務連合委員会會議録第四号

COM

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)午後二時十九分開會

出席者は左の通り。

外務委員

委員長

班導

委員

有馬	德川	野田	杉原
英二君	頼貞君	俊作君	荒太君

法務委員

委員

理事

委員

政府委員

法制意見長官

法務府法制意

見第二局長

外務政務次官

外務事務官(外務大臣官房審議室勤務) 三宅喜一郎君

入国管理庁長官	鈴木 一君
入国管理庁審判調査部長	鈴木 政勝君
事務局側	

本日の会議に付した事件

○ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○外国人登録法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(有馬英二君) 只今から外務・法務連合委員会を開会いたします。

前回に引続きまして、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案及び外国人登録法案を議題といたします。御質疑のおありのかたは順次御質疑を願います。

る者」と、こうあるのですが、これは現在の勅令九号に根拠は置いていないと思うのです。勅令九号より幅が広いのです。いわゆる勅令九号においては場所を提供したるものまでも罰してはいないのですが、いわゆる違法行為でないものまでここに置いて、行政的措置をするところの根拠の理由が、私にははつきりしないのです。国内法においてそれを科罰行為とした場合においてこそ、初めて好ましからざる人とし

いう点からの基準を以て拾つておるわけでございますので、まあ然らばこれが行き過ぎではないかと、どうかという問題は、これは今の角度から照らして御判断願うほかないのであります。が、我々といましては國際の慣行と申しますか、よその法制等をも勘案いたしましたして、かたゞ日本としてはどうしてもかような人は困るというような立場から、この條項を置いておる次第でございます。

らなきやいかぬじやないでしょうか。
ここに書いてあることは国内、日本国
人においてもよくないことだ、日本国
人が外国におれば勿論これは忌避され
ることだ。そういう平等な立場に立つ
てこそ初めて、ここに納得が行くので
すが、こういう條項は私はあなたの御
説明として、近くそういう法律が出る
のだと、それをご予想してすでに体制を整え
たと、こういうお考え方なら又首肯も
できるのですが、どうですか。

（伊藤博文、今引例されましした願の
○政府委員 佐藤達夫君）早速伊藤委
員から突つ込まれまして、一応その点
について弁明を申し上げますが、この懸
予防法を引くよりは、今考えておりま
すところでは、ホの貧困者、放浪者の
ほうを引いたほうが實際はよかつたの
ではないかと思ひますから、そういう
ふうに一応御了承願つておきまして、
この平等の原則というようなお話も、ご
ざいましたけれども、まあ露生論にな
るかも知れませんが、この憲
法の十四條に保障されておる平等は、
申すまでもなく「すべて国民は」とい
うので、これは国民の間における平等
を保障しておるわけでありませう。こ
れはひとり日本の憲法の建前ばかりでな
くて、およそ、大きなことを申します
が、世界的に考へて、世界の統一国家
というやうなものができればこれはま
あ別でございませうけれども、今日世界
におの／＼の國が皆繩張り張つて、
そうして主權とか何とかを持つて対立
している、独自の生存をしているとい
う今日の世界の現況に考へまして、一

体この人間というものは、およそ国境を跨いで、自由に移動し得る本来の基本的権利を持つてゐるかどうかという問題がそこにあるわけでありませう。これは今申しましたように、将来の理想が仮に世界統一国家ということになれば、もとより全世界、地球上いづれのことでも移動する本来の権利といふものは考えられましようけれども、今日までの世界の歴史の発展及び法觀念の現実におきましては国境を跨いで移動の自由といふものは、基本的人權としてはないことは、御承知でもありませう。世界人權宣言の十三條におきましては、御承知でもありませう。おの／＼の国の境界内における移動の保障だけをしてゐるのであります。さような点から、国民との間の関連といふものは、これはやはり切り離して見なければいけないのじやないか。そうしますと、やはり国として非常に困る人々といふものはお入りになることを拒むといふことは、一般の通念として認められていいのじやないかといふことを、まあ大前提として申し上げ得るわけでありませう。従いまして、今そこに列挙してありますイからヨに至るもの／＼の事項といふものは、そういう観点から一線を画してゐるというふうに御了解願わなければならぬと存じております。

○伊藤修君 それは高邁なる御意見を伺ひまして、誠に敬服に値いたしますが、併しそれは今世界連邦の理想を實現することは人類の上に仕合せかどうかといふことは、我々として今後大きく課せられた大問題であるのです。併し当面の問題として、移動の自由を認めるといふことが拒否されるかどうかという点も、これは問題だと思ふのです。もう一步、今度は深く入つて、現に居留してその国の憲法の下に生活を営んでゐる者、そういうことを期待して日本に上陸して現にそこに生活を営んでゐる者に対して、日本の定めてゐる憲法の下に日本人と同様な保護を與へるといふことは、これは当然じやないかと思ひます。私はこの觀念には御異議はないと思ふのですが、それを差別する、これを保護しないというあり方は、今日の世界各国どこも取つていないと思ひます。ただその国の治安維持とか、その／＼の政策の面において好ましからざる者を、これに退去を命ずるといふことはあり得るでせう。その條項をここに列挙されたわけでは、その條項として取上げるのには、国内法としても科罰行為としてこれを認めていないにもかかわらず、ここに特段に取上げて、科罰に匹敵するような退去命令の措置を講ずるといふことは甚だ行き過ぎじやないか。私はそういう意味を申し上げます。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやることはよくわかりませう、又誠に御尤もであらうと思ひます。併し純粹に法的立場から申しますならば、国民と國民でない者とは、これは憲法にも言葉を使い分けておりますように、峻別されてもやむを得ない、その基本はさうなことになるかと存じます。併しながら、国籍は違ひましても人は人でございませうから、それは国籍の如何によつて不当な差別をするといふことは、我が憲法も意圖してゐるところではございませうまいし、これはどこの國を通じてもさうなことであらうかと存じてま

すけれども、これはこの法律そのものの法的の要請といふものよりも、その精神といふ方面から来る事柄であらうと思ひます。従ひまして、その斟酌の問題といふことは、結局今の精神に則つて、止むを得ざる限度にこの限界線を引くといふのが、立法のあるべき姿であるといふように考えます。

○伊藤修君 勿論憲法の精神、殊に基本人權の保障に關する限りにおいては、世留人類に対して等しくこれは取るべきものじやない。いゝわゆる憲法の精神をそのまゝいづれの國の人に対して、基本人權に關する限りにおいては、これは平等に適用すべきが今日の法律体制である、新らしい考へ方である、民主主義國家としてのあり方であると思ふ。それからこの條項によりますれば、場所を提供したる者は勿論であります、勧誘などといふのは入つておるのです。勧誘などといふのは俗に言う客引きです。これは横浜の本牧から南京街あたりへ行きますれば幾らも勧誘してゐる。これは勧誘の事実があればすぐに逮捕されるということになるのです。こゝまで幅を広くする必要がどこにあるかといふことを私聞かわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) 処罰をする段になりますと、これは国内關係におきましても同じ考慮は必要になつて来るわけでありませう。この場合におきましては、処罰をするわけではございせんので、非常に迷惑であるから出て頂こうといふ、まあ段階でございませう。而してこれはただ勧誘するといふのではなくて、勧誘の業務に従事するといふように、相当濃厚なる、悪性と云つちや言い過ぎかも知れませんが、恐らく伊藤先生は悪性と言つてもお叱りにならないと思ひますが、悪性を持つておるといふことも、これ又事実であるわけでありませうから、これは人々の見方は違ひはあると存じますけれども、政府としてはかようなものはいくつかあるとはつきり挙げたておきたいといふつもりであるわけでありませう。

○伊藤修君 私は余り幅が広過ぎる、こゝろ思ふのです。勿論勸令九号に定めてゐる範圍においてこれを処置することにおいては異存はありませんけれども、勸令九号においてもまだ賅つていない、いわゆる客引程度までも退去事由とするのは、ちよつと行き過ぎではないかと思ひます。今長官のおつしやることも、わからんことはありませうが、その点は私は強く指摘しておきたいと思ひます。次に刑事判決その他少年法或いは麻薬取締法、こゝいうやうな違反行為に對しまして、判決が確定いたしますれば、これは退去の事由とされることが、これは當然でしょう。併し出入管理令の六十三條によりますれば、その事案はまだ審理中においてもできるよに見えらるるのですが、さうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつと他の政府委員からお答えいたします。

○政府委員(林修三君) この六十三條の「刑事訴訟に關する法令、刑の執行に關する法令又は少年院在院者の処遇に關する法令の規定による手続が行われる場合には」云々、これは今おつしやつた意味とはちよつと違ひと思ひます。これは二十四條一項に明らかに語つておりますものがどの犯罪によるかによりまして、刑事訴訟に關する法令の手続が行われてゐる、或いはそこで刑の執行を受けてゐる、或いは少年院に在院してゐる、そういう場合のその者について退去の強制ができる、こゝういふ意味で書いてあるものと存じます。

○伊藤修君 そうすると六十三條の場合、現にそういう審理中のものを他でできる、こゝういふ意味ですか。

○政府委員(林修三君) おつしやる通りでございます。

○伊藤修君 これは私の調べが足らんのかどうかわかりませんが、二十六年十月三十日の官報によりますと、施行規則の第二十一條に、十八條第二項が引用してあるのです。この施行規則によりますと、二十一條で三條の三項が引用してあるのですが、この関係は一体どうなっているのですか。

○政府委員(鈴木政勝君) 施行規則の二十一條は、すでに本邦に入つて来て在留を許されているものが、資格変更によつて永住許可を申請しようとする場合の申請の手続でございます。そこで今お尋ねの三條三項に掲げる書類をというのを引用しておりますが、三條三項は、まだ本邦に入国していないものが管理令の四條の第六項によつて、入つて来ないうちにあらかじめ永住資格を得たい、こういう場合に、その許可申請の手続を書いているのがこの三條の三項でございます。大体添付書類とかそういう手続は、二つの場合大した違いはありませんので、ここに三條三項に掲げる書類として扱つたわけでございます。

○伊藤修君 それはわかります。

○政府委員(鈴木政勝君) それからちよつと申し落しました、これは官報に載つておりますのはミス・プリントがございまして、これはその後訂正されております。

○政府委員(鈴木政勝君) これは、十八條第二項とありますのは、第三條第三項と訂正されております。

○伊藤修君 佐藤長官にお伺いしたいのですが、ワの規定ですね、二十四條のワの規定は国内法のどのような法律の根拠からですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 勿論暴行或いは殺傷或いは損壊、破壊などというやうな條項について刑法の規定のあることは御承知の通りであります。この団体そのものについて対象とする現行法は私承知いたしておりません。

○伊藤修君 殊にワの中の三号に「又は妨げるやうな争議行為を勧奨する政党」というのですが、「争議行為を勧奨する」という用語の使い方ですね、いわゆる争議すべきものであると云うことも勧奨でしよう、これに對してはゆるゆるの條件が備えられていないのです。そうすると、勧奨という文字だけで以て私は一切の争議行為は全部……おおよそ争議をやれということの意思表示しますれば、いずれも勧奨の中に含まれると思ひますが、そうすると、事実上そういうものはすべてこれによつて退去命令をする、そうすると外国人は争議行為には関係させない。こういう御趣旨ですか、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ここにある争議行為は勿論労働法で禁止されてある争議行為でございますが、それを勧奨するということでございます。結局その争議行為をしようという人々の意思の助長に働きかける、助長する方向へ働きかける、それを抑えているわけでありまして。

○伊藤修君 これは全体にかかるとすか、安全保持の施設の正常な維持、ここにからつて来るのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 維持、運行の停滯、それからそれを妨げるという

争議行為、これは争議行為について皆かぶせておるわけでありまして。そういう争議行為を勧奨する、こういうふうな読みます。

○伊藤修君 そういうふうな読めるか。

○政府委員(佐藤達夫君) それは読めます。

○政府委員(林修三君) 私から御説明いたしますが、これは、御承知のように、労働関係調整法の三十六條でございまして、「工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停滯し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてこれを罰する」とはできない。これをこのまゝとつて参つたわけでありまして。正常な維持又は運行を停滯し、又は妨げる、又は運行を停滯し、又は妨げる、これは説んでよいかと私は考へます。

○伊藤修君 そうすると、労働法の規定より幅が広いわけですね。

○政府委員(林修三君) この実体的なものは労働法と同じつもりでございます。

○伊藤修君 妨げるというところは……

○政府委員(林修三君) これは、労働法に「妨げる」となつておる、ただそれを勧奨するということだけなんです。内容は同じでございます。同じ文章を使つておるのでございます。

○伊藤修君 勧奨というところどういふこととす。

○政府委員(林修三君) それは今、佐藤意見長官から申しましたやうな、そういう意思を助長するやうな行為とい

うことであります。

○伊藤修君 助長する行為ということ、具体的には、演説した場合に於いてはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは政党その他の団体の行為として、そういう団体の活動として、やれ、という演説をなされば、それは「勧奨する」の中に入るじやないかと思ひます。

○伊藤修君 そういう場合において、例えば、朝鮮のかたと、中国の人が入つてやられると、それはいづれも退去の事由になる、こういうのです。

○政府委員(佐藤達夫君) そういう団体を結成し、若しくはこれに加入し、又は密接な関係をお持ちになつておるとすれば、これは該当するわけでございます。

○羽仁五郎君 すでに前の連合委員会が私の政府に対する質疑は大体要点を挙げて置いたのですが、法務総裁の御意見を伺わねばならないと思ひます。

○佐藤意見長官の御意見を伺つておきたいと思ふのですが、この出入国管理令、それから外国人登録法、これらの法律案や、それから現在行われておる外交交渉、それから又ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、これらを通じて、第一に伺つておきたいのは、これはいづれも日本に出入される外国人、或いは日本に今まで住んでおられた外国人の何に關係することなんです、我々がこの法律を見て感ずることは、日本が外国人に對して或る特定の措置をとるとすれば、日本人が外国に行つて同じやうな取扱ひを受けることを妨げることができない、勿論それについて争うことはできませんけれども、併し、争ひの根拠が甚だ薄弱ならざるを得ない。これは政府はどういうふうにお考えになつておるのか、外務次官からの御答弁はあつたのですが、大体精神的な御答弁であつた、法的にはその点についてはつきりしなかつたのですが、この点について意見長官はどういうふうにお考えになりますか。曾つての日本のつまり帝國主義時代の日本の状況と、今日の日本の状況とは全く反對になつています。

○政府委員(佐藤達夫君) そういう言ひまでもなく、或いは将来又、日本が帝國主義的な國家にならうという考へでもあれば別ですが、そうでないとするならば、曾つてとはまるで考へを違へないと、又占領下における場合と考へ方を違へなければいけない。そういう意味で出入国管理の法案その他に對して法律的に御覽になつて、今申し上げた点はどうお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 事柄の性質が純粹の法律問題であるかどうか、甚だ疑ひを持ちますけれども、おつしやる点につきましては、そういうことは他の國との關係において、日本が不利になるやうなことがあり得るだらうという点は當然考へられることとござい

ます。そういうことがありますからこそ、この案の立案につきましては、國際慣行と申しますか、先ほどもちよつと触れましたけれども、よその國ではどうやつておるのだらうかということも十分広く渉獵いたしまして、その結果こういうものが條件として挙げられたというところでございまして、その結果、實際問題としてはそういう心配はないじやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 よその国をお調べになつたというの、どつちかと言つて、強い立場にある国の場合をお調べになつたのじやないかと思う。例えば、アメリカでやつておるといふのは、アメリカじやそういうことをなさつても、アメリカ人がよその国へ行つてそういう目に会わない。あのアメリカで、アメリカに随分長く滞在していた外国人を最近改めて登録する、そういう問題で前にも一通述べたのですが、我々見て非常に驚いたのは、有名な、国際的にも名声の高い音楽家が外国人である、ハンガリア人であつたという理由で、再登録する前に三カ月間も收容された。それは国際的に非常に大きな問題になつた事件で、そういうようにアメリカや何かでやつておることには随分困難的に見て甚だ感服しない、面白い例が多いと思ふのです。そういうのを御研究になつて、アメリカじやそういうふうになつておるから日本でもやつていいというの、日本をアメリカ並みにお考えになつておるのじやないか。併し日本として考えなければならぬのは、そういう強い、乱暴な無茶苦茶なことをやる国の真似をするだけじやないで、むしろ弱い、そして乱暴なことをされがちなほうの立場に立つて行くべきではないかと思ふのです。この出入国管理の法案なり何なりを御覧になつて、そういう意味で弱い立場にある国の利益を守るようにできておるのか、それとも強い立場にある国の利益を守るようにできておるのか、どつちとお考えになるか。これはあとから個々の條項について伺いたいと思ひますが、そういう点についての考慮が少し足りないのじやないかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の立場としては、政策的に考へるというよりも、法律的に考へておるわけでございませうからして、例えばこの管理令を立案されたものを私のほうで審査いたしますので、そういう場合におきましてその対象となつておる国が強い国であるとか、弱い国であるとかいうようなことは、実は理論的には全然考へておりません。ただこの国のほかの、或いは日本におかれては困るといふ一点から、ただ純粹に線を引きただけというのが私の立場でございませう。

○羽仁五郎君 それでは、その今の点についてはなおお考えを願ふこととして、それに関連をする問題として個々の問題について意見長官の御意見を伺つてみたいのです。外国へ盛んに移民すると、移住するとかいふことは、私の言つた強いとか弱いとかいふのは、昔の意味の強い国とか弱い国とかいふ意味じやない、利益の上で強い立場にあるか、弱い立場にあるかといふことなんです。例えば第二十七條、これはつまり刑罰というものが証拠主義に立たなければならぬというところは、これは言うまでもない。ところが、これは刑罰じやない。先ほどもあなたが御

説明になつておる通りに、日本に入つて頂きたくない、お帰り願ひたいといふだけのことだといふのです。ところがそれは、強い立場にある国から言へば、そういうことは大変よいのかも知れないのですが、併し日本人が仮に外国へ移民なり或はその他の関係で行く場合において、その国へ入ればおもうという意味においては弱い立場にあるという場合を考へて、この第二十七條というのには誠に結構なものだといふふうにお考えになるのかどうか。これは刑罰でないから証拠主義でなくてもよい。ここに使つてある言葉は、「入国警備官は、第二十四條第一項各号の一に該当すると思料する外国人があるときは、この「思料する」といふだけでよいのでしようか。こういうことが、今もお話のように、日本人が外国に行く場合に思料されただけでやられることを、あなたは願つておるのか、その点どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 申すまでもなく、そんなことは絶対に願つておりません。あるべきことではないと思ひます。それは理窟の上から申しますれば第二十七條はいろいろ書きようがありまゝです。入国警備官がこの二十四條第一項各号の一に該当すると思料するときに、退去せしめることができるというやうな文章も書けんことはない。併し、そんなことはとんでもないことで、それは絶対に考えられないことであつて、十分審査をして、審査を盡した上でその最後の処置をどうといたうのでありますから、このところの條文が私は長ければ長いほどよいのではないかといふふうに考へております。

○羽仁五郎君 併し、ここに書いてあるのは「思料する……ときは……」、入国警備官がどういふかたか知らないが、これは法律はどうかたが天使だと思ふ。これは法律ではない。どういふかたかあるか知らないが、そのかたが思ふのです。そうすると法律違反を調査するといふことができるわけですね。これは日本の場合、大体或いはあなたはこれといふ場合についての直接の知識をお持ちになつておらんかも知れませんが、今までどんなふうに行かれておるか、又占領期間中MPの助けを得てどんなふうに行かれておるか、想像なさることはおできになると思ひますが、今後又こういうふうに行つて、そういうふうに行つて、外国人も外国に行つて、そういうふうに行つて、思料するといふことであるやうな大雑把な考へ方ではないのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは、人間が或る種の行動を起す場合には、最初には思料するといふ段階があるのだらうと思ひます。そういう自然の考へ方から申します。その調べを始めるという最初のナチュラな段階を、ここで棄却にとられたのじやないかと私は思ふのであります。

○羽仁五郎君 法律家の御答弁とも思へないのですが、そうすることができるとは、官吏が何か思つて調べを始めるというところが……特殊の人に対して……

○政府委員(佐藤達夫君) 思つただけで退去強制をしようといふことがいけなかつたといふことは、先ほど申し上げた通りであります。それで思つて、こういう調べをするといふわけでありませうから、これは慎重な調べの一番最初

の段階を考へますと、思料という段階が当然これはなければならぬように思ひます。

○羽仁五郎君 私の頭が関連つてゐるか、あなたの頭が関連つてゐるか、或いは私の頭が関連つてゐるかも知れませんが、「思料する」十分な理由があるときは」といふやうなことは必要ないですか、客観的に……、それで思料する理由がなくてもよいのだ、思料する理由がなくてもよいのだ、根拠がなくてよいのだといふお考えですか。

○政府委員(佐藤達夫君) もとよりこれは根拠がなければならぬことだと思ひますが、結局それは入国警備官の良識というものに依存することになります。そういうことに盡きるのじやないか。

○羽仁五郎君 法律がそういう官吏の良識といふことに非常に依存するといふことができればよろしい。常識的に考へて「思料する」なんという大胆な言葉を使うよりも、殊にこれは外国人に關係することだから、最初の調査を開始するときでも、又現に違反調査を開始すれば、大体その官吏が違反調査をやつてみたが、何でもないとはいふに言つて放す場合が多いか、それともそこに何かを発見するといふ理由を作るか、一般にこの法律に限らないのです、法体系の上から、法のシステムの上から初めには刑罰じやない、單に違反の調査をやるのだ、それは十分な証拠があるといふことがなくともいいんだといふ考へ方の上にお立ちになるのか。あなたがいつそういう全体主義的な法理論の上にお立ちになつたのか、私は知らないのですが、大体あ

らゆる法というものは、僕の了解するところでは民主主義的には個人のほうを保護して、国のはうを保護することではないと思う。だから該当すると思料されて、該当せずと証拠を出す責任を個人のほうに負わせる立場じやないでしよう。現在の法律というものはそうではなくて、その人を違反調査する以上は国のはうが、即ち官吏のほうがそれをそう思料するという証拠を持つていなければならぬ。それをどうしてここへ書かないか。これが第一のブレリミナリな、端緒的な活動だからそこまで嚴格にしないでいいじやないかというお考えであるとする、そのブレリミナリなものから、端緒的なものから後にいろう／＼な活動が起つて来るじやないか。そうすれば折角、法律の原則として刑罰に対する証拠、刑罰の場合だけ証拠があればいい、刑罰かなんかかわらない、調べる場合の証拠がなくていいのだということになれば、法体系というものは崩れてしまいますよ。そうじやないですか。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやることはわかりますけれども、要するにこの今のお言葉にもありましたように、この端緒はどうしたつてこれは思料ということから始まるに違いないのであります。例に引くのは連想が悪いから差控えましたけれども、犯罪の場合すらもやはり刑事訴訟法で、一番の端緒は、「司法警察職員が、犯罪があると思料するときは」ということから始まつて、そして刑事訴訟法の重要な手続が始まつているわけでございます。この場合においても同様でございます。而して今の何も本人のかたのほうにこの証拠を挙げさせるということ

裁判所の裁判を受けるという考え方のほうがいじやないか。それが不当な処置を受けたというふうな思ふような形で行政権の中で、つまり一方で警備官がそれを告発して、そうして他方で審査官がそれを審理する。つまり同じ手です。つまり一つの手が一方ではアキユーザになり、そして又他方ではジャッジというふうにもなるという考え方に、関係があらはれないか。今あなたがもしやつたような点にも関係があるでしょうが、併し私のいつてゐるような点にも関係があらはれないか。それは二十四條について更に伺いますから、その点についてどういふ議論の余地があるかも知れないというふうにお考えになるか、又そんな議論の余地は絶対ない。大丈夫だ、心配するなというふうにお考えになるか、どうですか。

○政府委員(鈴木政勝君) ちよつと言葉数を煩やして申しませんと御了解頂けないかと存じますが、一番単純な形にしますと、入国警備官はこの二十四條に該当するものを退去せしめることを得という形が一番単純な形でございます。その退去を強制するという行為自身は、これは申すまでもなく行政権の最後の手段でありまして、そうしてその処分は違法があるというところになれば、それが訴訟の問題になります。一番単純な形にしますれば、そういう段階に行く。その段階において羽仁先生のいわれる三権分立の問題があるかどうか。そう考えになるかといへば、それは考えにならないと思う。行政処分の最後の手段であると思われに違ひないと思う。そこでこの法案、入国管理令は行政処分、入国警備官の一存で本来やり得る行政処分、それをそんな一存で一刀両断にやつてしまふというところは非常に思ひにくくない。そんなことは許さるべきではない。許さるべきではないというの、これは三権分立のほうから来るものではなから、この立法政策の問題からそのんたでもないことはできるはずはない。行政手続の部面においてできるだけの慎重さを以てここで保障しようというところで、ここにたくさんさんの條文を並べた次第でありまして、その辺は先ほど述べました単純な形において過去の行政処分という最後の手段が列挙される。それが甘過ぎるということになりますれば、それは一刀両断で行くことにすればいいという理窟でございますが、それではいけないというものが大体の根本的なアイデアになつております。

○羽仁五郎君 立場が違つて、そんな議論が違つてと思つて不思議なんです。僕は話を単純にしますと、入国警備官という人と入国審査官という人は大抵隣りの部屋ぐらゐにゐるだろうと思ふ。そうでしょう。一方の人は疑わしいと思つて退去をさせたほうがいいと告発しますね、隣りの審査官がそれを審査するのです。隣りの部屋に審査官が退去すべしというふうな考えたことはわかつてゐるのですから、それは大抵退去というふうな審査してしまふでしょう、事実上……。それから警備官のほうでもそう思うでしょう。少し証拠は不十分でも、審理する人は隣りの部屋にゐるのだから、その顔の顔を潰すこともないだろうというところ、いい加減な証拠で告発するということとは起り得るのではないか。だから私は、殊に日本が置かれております地位から言ひましても、今後我々が外国に行く場合でも、入国しようとする、そうすると入国資格について疑ひが生ずる。そういう場合に行政処分だけでやられるよりも、直ちにそれを裁判に持つて行つて、公平に解決をしてもらうという方法があつたほうが、疑ひをかけられる場合にも、入国警備官がその人に対して、これは入国を拒否すべき事項に該当するのではないかと疑ひをかける場合にも慎重になつて来るのではないか。事実上の問題として……。まあ私はそういう議論の余地があるというふうにお考えだけで、先に進んで行きますが、二十四條の例を挙げるのですが、八に類することについて規定しておりますが、この問題については質疑を極く簡単にしますが、去る二月二十六日、本外務委員長のお名前を以て参議院議長に對し、その参議院議長は内閣総理大臣吉田茂君に對して意見書が出ております。この意見書に従へば、これは御承知になつてゐると思ひますが、或いは御承知になつてゐないかも知れませんが、一応念のために説きます。

韓国人らしい患者の強制退去に関する請願(第六〇〇号)
南秋津一、六一〇全生園
内金哲元外七十七名
右の請願は政令第三百十九号出入国管理令によれば、その第二十四條に「らい予防法の適用を受けてゐるらい患者」に對し本部からの退去を強制できると規定されてゐるが、韓国人らしい患者にとつてはこの強制退去は死を意味するものであるから、現在のまま永住し、療養できるより取り計らわれたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十二條により別冊を送付する。
昭和二十七年 月 日
参議院議長 佐藤 尚武
内閣総理大臣 吉田 茂

○政府委員(鈴木政勝君) 願ひのことにつきましては、入国に際しましては、外国から人が入つて参ります際には、健康な人であつて欲しいという意味から、伝染病にかかつてゐる人はいけな、結核にかかつてゐる人はいけな、精神病にかかつてゐる人はいけな、類にかかつてゐる人はいけなというふうな規定がございまして、いよいよ中に入りました人たちがそういうやうな不健康な状態にあつた場合に、やはり帰つてもらふということが一応当然のことと考えておりますが、こゝでは結核につきましては退去の理由にいたしてはおりませんが、結核のほうはこれは除いておるのであります。願ひは、やはり日本の国内を健康に保つという意味でこゝに入れておるのでございます。只今の請願でございまして、それにございまして、特に朝鮮の人たちの問題につきましては、その運用につきまして、どういふふうにしたらいいかということについては、政府としましては非常に考慮を払つておるのでございます。これも日韓会談におきまして、特に日本に永年在住しておつた、特に終戦前から日本に在住しておつたやうな人たちににつきましては、一般の外国人同様に取りわけに行かない、そういう意味で日韓会談におきまして、願ひ者の條項に當てはめる場合には特に協議をして、両国間で進めて行こうというやうな話合になつておるのでございます。今われわれのほうで運用方法としまして、特に考へておりますのは、朝鮮の、以前から日本におつた人たちで、この願ひ者になつておる人たちのうちで、特に願ひ者の療養所その他におきまして、狼藉を働くやうな、特別に秩序を紊すとか、願ひであるという以外に害毒を特別に起しておられるやうな人に対しては、やはり帰つて頂くよりほかないという考え方をしております。こういう方法につきましては、日韓会談において話し合ひをいたしておるわけでございます。

○羽仁五郎君 そうすると、この二十四條のハについては問題があるということをお答弁だといふふうな伺ひました。これもさつきから伺つてゐる点と関連があるのです。で、日本が、これは意見見解にもよく聞いておいて頂きたいのですが、日本が願ひ防に非常に完全な、世界に誇れるやうにできておる、それですでに願ひ防に非常に絶滅しておるやうな場合と、残念ながら願ひ防の施設が不十分で、国内においてまだ願ひ者が多々あるやうな場合とでは、外国人に対する扱いが

のずから違ふと思う。それから又、朝鮮なり中国で難防の設備が非常によく、人道的に完全に、養やむに足るほどに実行されておるといふ場合と、又そうでない場合とで違ふのです。これは日本人としてもそういうことがあると思うのです。例えば日本でその病気の治療を受けるという事は非常に困難だ。アメリカへ行つてその病気の治療を受けるという事は非常に結果がよいという場合に、アメリカへ行つてその病気の治療を受けたと思う場合もあり得るわけですね。ですからこの外国人の出入国なり或いは居住の問題について、それらの問題においても必ずしも顧慮する必要がないというふうにはばかりは考えられないのじやないか、それで実際問題として日本で難にかかつているかたを、今まあ乱暴狼藉という言葉を使われましたが、乱暴狼藉というのはどの程度のことをお指しになるのか、まあ入国管理庁長官のよう、非常に温厚な君子から考えられると、多少吉田内閣打倒なんて言つても、もう乱暴になつちまうのじやないかというふうな虞れもありますが、そういうふうなことで、又それが理由になつて、そしてこの法律が濫用される虞れがある。で、濫用されない保証というものはつきり立つていないというふうな問題がここについて来るのじやないか。それでこの今、お答え下すつたような趣旨は、政府において十分御努力下さるんだらうと思うのですが、それがいやしくもこの人道上の理念、観念というものを無視するようなことは行われたいことをこれは期待するのです。又、今の御答弁も大体そういう御趣旨であつたと、人道上に相反する

るような、人道上に背くようなことはしない、そういう御答弁だと伺つていいですか。

○政府委員(鈴木政勝君) その通りでございます。

○羽仁五郎君 そうすると、続いて伺いたいのですが、このワですけれども、それからさつき伊藤委員の御質問になつたようなこともそうです。オモそうですが、その中で代表的なものとして、こういう点に法的に問題がないとお考えになるかどうか。意見長官の意見を伺つておきたいのですが、さつきの御説明を伺つて奥は私も甚だ驚きましたが、ワの三項、「工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停断し、又は妨げるような行為」と、こゝまでは労働法にあるので、これは法的に見て、私は先ず今日の段階においてはそう大なる議論の余地があるというように、必ずしもあなたがお考えにならなくても、そう不思議じやないのですが、そのあとへ持つて行つて「労働奨励」という言葉が出て来る。その次へ持つて行つて「政

されるのかどうか。そうするとこの三項は、労働法とは全く関係がないでしよう。これは労働法とある関係は、このワの三項はあらゆる法律と持つておる関係以外には何の関係もない。それでこゝで問題になつて来るのは、日本の現在の法律で、或いは民主主義の法の原則で、有害なる行為そのものを取締の、或いは刑罰の対象にするというこゝとは関係ないですね。有害なる行為を勧めておるのではない、それからその政党がそういうことを勧めておるのではない。そうするとこれは逆に今度申上げれば、逆に申上げる必要はないかと思ふのですけれども、例えばここに日本共産党というものがあつて、日本共産党というものを迫害しようとする政治上の立場から、日本共産党は「工場事業場における安全保持の施設」の云々だと、これは何でもいんですよ、荒淫でも何でも、泥棒でも殺人でも放火でも、何でもいんですよ。何もこれは労働法と関係はない、何でも刑法上刑罰乃至取締の対象となるようなことを勧奨している政党だというようにみなすことができるのかどうか。そうして、その他の団体の場合に、この団体がそういうことを勧奨しているんだというふうな判断すること法的に問題がないというふうな思ふるかどうか、これは勧奨という言葉が非常に範圍が広いから、いわゆるホルムス判事の言つたような意味においてクリア・アンド・プレゼントではない、勧奨というものは、且つそれは又団体になつて来る、勧奨が個人ならまだ第一段だけですけれども、それに重ねて、そういう政党又は団体ということ

で、問題が第二段に紛糾して来る。そこで却つてそれに加へして個人に對して、今度は強制退去を求めることができるというふうになつて来る。問題がつまり三重に相成つて来る。こういうことが法律上差支えないんでしようか。あなたは、こういうような法観念の上にお立ちなんでしょうか。明瞭にして有害なる行為というもののしか、刑罰乃至取締の対象にはならないんだという立場にお立ちになるのか、それともその有害なる行為というもののそのものではない、そのものズバリではない、それを勧める、或いはこれが勧める団体だ、或いはその勧める団体にこの人は入つておるといふようなことで、それが取締なり何なり、刑罰なり何なり対象になるというお考えですか。どうでしようか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今三段階とおつしやいましたが、誠に明瞭なる分析であると存じますが、この第一段階で抑えまして、仮に争議行為を抑えて、これは労働法と合うわけですね。合うわけですけれども、法制の問題としてはそれで行為過ぎになりはしないか。というのは争議行為に加つたことだけで退去の理由になつてしまふ。これは行為過ぎである。それから争議行為を勧奨するといふ第二段の段階で抑えた場合に、個人的にただ勧奨だけで退去強制の理由になつてしまふ、これも行為過ぎであるといふことが言えるわけですね。そこでこの案では、そういう勧奨を団体の行為としてやる、その団体というものを抑えて、こゝで限界が絞られて来ている。団体をこゝに一つの標準にとつて来まして、その団体の結成、加入といふことで言つておるわけでありまして、この段階が三つあるだけに、それだけにこの該当理由というものはすつと狭く絞られておるといふふうに私は考えております。

○羽仁五郎君 甚だ納得できないのです。その妨げるようなことは労働法において不当だとか……これは労働法でなくとも放火なら放火というほうがもつと簡單になる、放火を勧奨する政党、もつとはつきり言えば殺人を勧奨する政党その他の団体という場合に、それは絞られたのですか、広くなつておるのですか、どつちですか。殺人というものはつきりしていますけれども、これは絞るにも絞らないにも殺人を勧奨する政党、クリア・アンド・プレゼント……ところが、殺人を勧奨する政党に加入しているかどうかということになるのですか、これは絞つたということになるのですか、広くなつたということになるのですか、實際の問題としてです。

○政府委員(佐藤達夫君) 實際上の問題として、非常に私は素朴に考えておるのかも知れませんが、殺人をやつた人というものは相当多い、ところが殺人を勧奨する団体というものは今まで実は聞いたことがない。そういう点から言つて、どうも絞つたことになるのじやないかという気がしてしようがあるかもしれません。

○羽仁五郎君 あなたはギルト・バイ・アソシエーションといふものを認める理論上の立場におられるのですか、どうなんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもう昔から問題になることで、私としては好ましくないといふことを申上げることは、もう当然のことです。

○羽仁五郎君 その関係において今の

問題はギルト・バイ・アソシエーションのような理論ですね、そういうドクトリンというものは採用できない問題だ、今そういう御答弁であつたんですね。そういう関係においてこういう條文が問題になりはしないかということですが、それで殺人を勧奨するというスローガンを掲げる政党なんというものはあり得ないのですよ、言うまでもないが、けれども政党なり或いは労働組合なりが、その政党なり労働組合の活動と直接の関係において殺人が起ることは、これもあり得ないのです。けれどもその挑発者がある場合なんかが勿論一番明瞭でしょう。例えば或る政党の幹部に挑発者が入つて、日本の過去においてそういうことがあつたのです。そうでしょう。そういう挑発者が政党の幹部に入つて、そして暗殺か何かを計画するということをして日本の政府はやつたことがあるのです。或いはアメリカの政府でもそういうようなことをやつたことがあるようです。そして例えれば非常に不幸な痛ましい例ですけれども、下山さんが亡くなつた場合なんかもあります。そしてそれを政府が、その団体乃至政党なりは、あの通りつまり殺人を勧奨しているのだと言ふようになる、ギルト・バイ・アソシエーションの場合と同じように……。

それがいふに、実際に適用される虞れが多分にあるのじやないか、だからこれは破壊活動防止法案でもその点で非常に問題があるのじやないかと思ふのです。これは絞つたことになるのではなくて、むしろ非常にあいまいになつて来る。で、なぜこういう條文を立てたのか、こういう條文をすね。ワの(3)という條文を立てるならば、これよりあと、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)……というふうな無限に立てなくちやならぬのですよ、本当は。そうでしょう。殺人を勧奨するような政党その他の団体、(4)としてですね。それから(5)としては、放火を勧奨するような政党その他の団体。それから(6)として鉄道乃至電車を襲撃するような団体、そういうふうな並べて行かなければならない。ところが、このワの(3)に爭議に關係する項目を挙げてゐるのは、これは我々民衆の側のほうから見ますと、問うに落ちず、語るに落ちてゐる。こういう條文をどういふふうな適用するつもりであるかということが非常に濫用される虞れがあるだけではない。濫用を防ぐ保障がない條文です。そういう意味では、法律上こういうことを出入国管理令の中へ置くと、日本の法律一般にこういうことはできて来るのじやないか。刑法なんかも、刑法の原則を覆して、犯罪というものは、そこに有害な行為が眼前に、そして明白に現れてゐるといふ場合にのみ認められる。或いは罪というものは、個人的なものである、パーソナルでインディヴィジュアルなものだといふ現在の法の觀念を覆しちやうことになる。そういう問題についての議論の余地がある條文じやないかと考えますが、そういうふうな議論の余地は全然ないといふふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど来申しましたように、これは罪の問題ではないわけでありまして、従いまして、狭い意味における今の連座犯の問題でないことは申すまでもありませんが、要するに、この日本にゐることの危険性と申しますか、その危険性の判定の基準として、こういう基準をとつた。その基準として広過ぎるか、狭過ぎるかという問題から申しますれば、さつき申しましたように三段構で絞つて行くといふことに、まあなるわけでありませう。

○羽仁五郎君 この(3)をもとへ戻します。ワへ持つて行きます。「団体を結成し、若しくはこれに加入し」、ここにも問題があるのですが、更にここにはさすがにあなたも問題があるのじやないかと思ふでしょうが、「密接な關係を有する者」といふのはどういふのですか。結成もしないければ、加入もしないければ、それで密接な關係がある。これは佐藤さん、そんなに詳しく聞いたのじやないのです。良心的に何つてゐるのです。例えば僕は日本共産黨を結成してはいない、加入してゐない。ところが密接な關係があるといふので治安維持法で僕は捕まつたわけなんです。その密接な關係のあるといふのは、僕の書いた歴史上の著述や何かを見まして、これは唯物史觀を採用してゐるということとなんです。唯物史觀を採用してゐる限りは、これは共産主義を支持してゐるのだから、共産主義を支持してゐるならば、その共産主義の實行を支持してゐるのだから、實行を支持してゐるならば日本共産黨を支持してゐるのだから、結成もしていない、加入もしていないが、これと密接な關係があるのだからといふので、たびたび捕まつて、それでひどい目に會うのです。(笑声)そういうことにこれはなるのじやないですか。密接な關係がある、これはまあ物理、化学が何かの上の言葉なら密接な關係といふことも

はつきりするかも知れませんが、法的に結成もしていなければ、加入もしていない。いや、結成してゐたつて、加入してゐたつて、僕はそこにもこういう法律を出せるか、どうか問題だと思ひますが、併し、さつきの僕の三段説もあなたは適用なさるので甚だ困るのだが、結成のところでは一段、加入のところでは二段、それから密接な關係を有するといふことになれば三段になる。そこで、まさか、あなたは三段になつたので、一層絞つたのだといふふうにはおつしやるまいと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) このワの本文だけにおいて絞つたとはこれは申上げられません。結成と加入で済むところに、もう一つ密接な關係を結び付けたいのじやないかとおつしやれば、その通りであります。密接な關係とは何ぞやといふことになりませんが、今お挙げになりました例などは、これは少くともこの場合には、的確な例として挙げることにはできないと思ふので、これは今当座の考えでございすけれども、この政党その他の団体の殆んど大部分の資金をその人が提供してゐる。その人の資金によつて団体が活動力を、生存力を持つてゐる。併しその人は加入も何もしないといふような、非常に生臭いと言ひますか、現実的な關係において密接さを持つてゐる、そういうものに違ひないと思つておられます。

○羽仁五郎君 法は現実においてそういう關係では実際に運用されないのです。密接な關係といふのは、これは最近頻々としてアメリカで起つてゐます。アメリカで国際會議が開かれる。學者がそれに出席しようとする、イギリスなりフランスなり。それは共産黨員でもなければ、共産黨を結成もしていないければ、加入もしていない。だけれども、その人が何月何日に、例えばスペインのフランコの反乱が起つたときに、そのフランコの反乱は非法法である、スペインの合法の共和国政府を守るべきであるといふ會合に出席したといふような事実が何年前かにあつた。そういう關係においてその學者はアメリカに入国を拒否されてゐます。こういう事実がニューヨーク・タイムスあたりを御覧になつても、頻々として問題になつておられます。それから又アメリカの學者がどこかで開かれる國際會議に、學術上の……これは經濟會議や何かのことを言つてゐるのではありませんが、學術上の會議においてさういふことが問題になつてゐる。そういうような問題がここに起り得ることを妨げはしないですね、この法文だけでは。これで防げますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 具體的事例を的確に捉えてどういふことは申上げられませんかけれども、今おつしやつたような程度の例において、この密接な關係といふ言葉にはまるかどうかといふことは、私は反対に考えます。仮にそういうことが運用によつて起るとすれば、これは違法の運用であつて、少くともアメリカのことは知りませんけれども、日本の裁判所においては公正に判断されるものと私は確信しております。

○羽仁五郎君 あなたの確信に対しては敬意を表し、又それを尊重するのでありますが、過去においてさつきのような事実があり、そして又現在においてア

アメリカにおいてもそういう事実があるという以上、日本がこういう法律を施行した場合に、入国警備官或いは入国審査官という人たちがこれをそういうふうによく解釈するということも、それを妨げる何らかの保障はないということには間違いがないのじやないでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) 保障の問題という点になりますれば、およそ法律に違反して濫用が行われた場合の保障の問題、これは大きな問題にもなつて参ります。もとより最終的には今の裁判の問題にもなりますし、行政監察委員会、それ、その他の委員会において行政の監視をなさつておるわけでありまして、そのほかの大きな保障があるということも言ひ得るわけでありまして、又現実に、そういう違法な処置をとつた公務員に対しては、嚴重なる制裁の規定もあるわけでありまして、そういう一般論としてお答えするほかはございません。

○羽仁五郎君 私の伺つてゐるのは、ワの條項として「これと密接な關係を有する者」というような規定が、法律としてつまり必要な規定であるのか、それとも必要にして十分な規定というものに乗越えておるのじやないか。つまり法が常に明確でなければならぬという、その明確の原則から言つて、「密接な關係を有する者」というのは、広きに失しないかというところなんです。それはどうですか。広きに失しませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは表現方法としては、技術の問題でありますからして、適切な言葉があればそれはそれで、例えは所持と所有との違いだ

とか、もういろいろ／＼な日本語の法令用語の言葉の問題として、主として所持と所有と言葉自体からどこが違うのかというようなことは、これは漢和辭典をお引になつても出て来ません。そういうような言葉使用の上の苦勞というものをお我々は大くさんしておるわけでありまして、そういう意味で、先ほど漢然と申上げた次第であります。その点は御了解願つておきたいと思ひます。

○羽仁五郎君 一般に併し法律の上で、こういう「密接な關係を有する者」といふような用語が、日本の法律ではかにあります。

○政府委員(佐藤達夫君) 「密接な關係」というこの文字自体の同じ用語がどこにあるかというところは、数千に亘る法令の中で私即座に引用することはできませんけれども、これに類似的の表わし方は、まあ日本語の境界の問題にもなりましようけれども、表わし方はたくさんあると存じております。

○羽仁五郎君 たくさんあるというの、使えどどういう……、今長官は数千ある法律を全部記憶してないとおつしやつたけれども、そういうことは、僕は非常にあなたを尊敬する意味から、感服しないです。何千法律があるとも、法の原則を乱したようない、僕はないと確信します。あるならば、それは我々の目を潜つてきたものである。

○政府委員(佐藤達夫君) この「密接な關係」という文字自身は、今申しましたように、数千の中から今咄嗟に思ひ出すことはできませんけれども、他国の立法例等を参照して、この文字自体はそこから出て来ておるわけでありまして、言葉の問題として広く申上げますれば、例えは所持と所有との違いだ

とか、もういろいろ／＼な日本語の法令用語の言葉の問題として、主として所持と所有と言葉自体からどこが違うのかというようなことは、これは漢和辭典をお引になつても出て来ません。そういうような言葉使用の上の苦勞というものをお我々は大くさんしておるわけでありまして、そういう意味で、先ほど漢然と申上げた次第であります。その点は御了解願つておきたいと思ひます。

○羽仁五郎君 そうじやなくて、私の伺つてゐるのは、本當に具體的な問題として「密接な關係」といふことを法律の上で言えるのか、どうなのかというところなんです。数千の法律をあなたが思い出されるようなことを要求してあるのじやない。あなたが、私は少くとも今まで尊敬してゐた良心的な法律家として、法律の上で「密接な關係を有する者」といふことは言ひたいといふだらうか、どうか。これも日本が徹底的に民主化された国でもあるのならば、よからうけれども、日本のように官僚主義の強い国で、それでこういうあいまいな言葉を使つていいのだらうか。いいのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これが試験の答案として満点のものであるというやうなところまで私は大それた考えを持つておりません。併し合格点に達しておる、その程度……。(笑聲)

○羽仁五郎君 最初に伺つておいたように、日本は出入外国人に対して満点の取扱をして行つて、日本国民が外国において先ず合格点くらいの取扱を受けるのだらうと思ふのです。事実上。この法律案というものは實際至る所に法的の問題があるのじやないか、良心的に眺めて見れば、それで現にそ

れは戦争中の事実もそうですけれども、最近までの事実もそうです。この前外務次官のお答えを伺つたりしておつたときに、これは悪質な外国人を取締るための法律だといふうちに、いつかおつしやつていた。私はそこで、有名な格言です、法律には天使のためと法律と悪魔のための法律と二つあるものじやないという格言を引用したのですが、現に戦争中私の友人で、例えばクロイツァーのような國際的なビアニストですね、そういう方が警視庁なり何なりで実に不愉快な取扱をお受けになるのです。そのお世話をするので實際心を痛めた。それも十分のお世話をしようと思へば、今度は僕自身に及んで来るというので、十分のお世話をすることもできやしない。例へばこれは今度は外国人登録法案のほうですけれども、指紋をとるといふことを便宜上極く簡単に……この間の政府側の御答弁では指紋があつたほうが本人であるといふことがはつきりして、利益なんです。併しまあ例へばクロイツァーのような人を連れて来て、そうしてその人に指紋をとらせるといふやうなことをやることになるのです。これは實際……そういうことが一体いことなのかどうか。日本がまあ國際的に、文化的に最高のレベルにでもい、クロイツァーなんか来て欲しくない。日本にはクロイツァーよりもつと上手なビアニストがいるという状況ならいいかも知れないけれども、悪い人を追いかけようとして法律をこのやうに一段、二段、三段というふうに追いかけて見ても、悪い人は皆逃げてしまふ。そうして引つかかるのはいい

人です。だから悪い人を取締らうという意味で作つた法律なんです。これは法律上大分問題があるのじやないか。それで現実の問題としてどんなに法律を厳格にやつても悪質の人はそんなものは平気で逃げるのです。それで善意の、日本を愛し、或いは日本に永く居住してゐるそういうやうな人で、悪意の更だない人が、こういうやうな厳しい法律に引つかかつて非常に苦しめられるといふやうな問題がありまじやないかといふやうな問題になりませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 運用の問題としては、御指摘の点のごときは誠に十分に留意せられることと考へます。その点は羽仁委員と共に石原政務次官にここでお願いしておきたいと思ひます。

○吉田法晴君 私は前回の質疑を途中で打切つたのですが、質疑を聞いておりました、私の質疑の大半は岡崎國務大臣にお尋ねをしなければならぬからと考へますので、次の機会に岡崎國務大臣に出て頂いて明らかにしたいという希望を申述べてお取計らいをお願いいたします。

それから一点、それに関連いたしまして、前回もそうでありまして、今日もお話が出ましたけれども、この出入國管理令關係につきまして、國籍の問題に関連して話がある。こういうお話がございましたので、その日韓會議中の関連事項を次の機会までに資料として一つ頂きたいと思ひます。その点を先ずお願いいたしておきます。

○伊藤修君 この前に資料を要求しておいたのですが、未だに頂けないので

すが、これはどうなつてゐるのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 諸外国の立法令というのは、この前何か配つてあるようですが……。手許に用意できたものだけは配つたそうです。

只今吉田委員から要求されました日韓会談の国籍に関する部分を資料としてという要求でございますが、これは御案内のごとくまだ会談の途中でございまして、いろいろ関連するところも多いため、これは次回に資料としてここに提出するということとはちよつと不可能であると思ひます。

○吉田法晴君 これは日韓、それから日台ですか、国民政府との間について同じであります、その内容は実は若干ここでお渡しになつたわけですが、そうすると、文書その他の問題としては提出ができないけれども、話の実際の内容ならばここで或る程度お話しができる、こういうことなんでありましょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) この前私ここで申し上げましたのは、つまり国籍の問題は只今日本が日韓会談で折衝いたしておりますのは大韓民国とであり、向うの国籍の決するところによるのだ、原則的建前は、ただ日本の登録制度その他についてはいろいろの便宜的措施を講じなければならぬのであります、そのことを申し上げたのであります、国籍に関するいろいろの取極めその他につきましても、ただ簡単にそれだけのことは、いろいろなことにも関連がありますので、ここで現段階にどういふところまで達しているかというのを資料として出すとい

うことはちよつとどうかと考えます。

○吉田法晴君 それではその点については言明を、或いは御構想を頂く以外にないかと思ひますが、先ほど管理庁長官でありましたか、難予防法の適用を受けている難患者云々という二十四條一項の四号に関連して、韓国との間に、乱暴を働いた者以外については、国内なら国内に留め得る云々というお話があつたわけでありまして、これは話の内容になるかと思ひますが、そういう今石原次官の答弁には、国籍問題、それから先ほどお話しにしましたのは難関係であります、そういうものについての或る程度の構想と申します、そういうものを承わりたい、こう申上げたのであります、文書を出すことができないけれども、口頭でも構想その他を承わつて行く以外にないと思ひますが、そういうことならば願ふように今までの御答弁で伺うのですが、どうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほど管理庁長官からお答えいたしましたように、難予防法の適用を受けている難患者について、まあ一例であります、どういふ取扱をするかというように、このことについては、まあ只今両国の間でいろいろ話し合ひをしてゐるわけでございます、先ほど入国管理庁長官が、この運用については難患者を直ちに全部返す、そういうものではない、日本にいてもらつたならば困るといふ、最も困る者について或る場合には帰つてもらわなければならない場合がある、こういう趣旨のことを申上げたのであります、只今会談でいろいろ話し合ひ中でありまして、これ又、ここでこれ以上詳しいことを申上げる段階ではあ

るまいと思ひます。

○内村清次君 ちよつと関連しまして……。只今の会談が進行中であるからというまあ御答弁ですが、すでにこの問題は、本国会の予算委員会でも総理大臣兼外務大臣の吉田茂氏がはつきりと、これは私の質問に対して、いわゆる今後政府が統治するところの限定統治権の問題というものは明確にお話が

あつてゐるのです。それから会談の内容と云ふものがズレて来た、變つて来た、こういう新情勢があれば、どういふことになつて、まだ会談進行中であるからというやうなことが言ひ得られると私は思ひますけれども、それが變つて来ておられない、こういう、あなたがたの情報をキヤッチせられた内容であるとするれば、この外務大臣の責任ある答弁によつて、国籍の問題というものの判定を資料として出して頂きたい。これが又、今回の登録の問題にいたしまして、或いは又、出入国管理令の問題にいたしまして、重要な関係のある人たちがやはり日本に永住しておられるのですから、この問題の論議もやはり明確にしておかなければならぬ、こういう関係であります、この点についてはどうですか。

○兼岩傳一君 委員長、議事進行について……。

○政府委員(石原幹市郎君) これはこの前から申し上げておりますように、平和発効と同時に日本におります朝鮮人は日本の国籍を失うということは、これは申上げておる通りであります。それから大韓民国においては、先方においては先方の国籍法のきめるところによつてその国籍はきめると、これは

朝鮮というものがこの機会に一つの完全な独立国になるのでありますから、國際の慣例といひます、手続においてそういうことを行ななければならぬことは当然であります。それを日韓の條約にどういふ形の條文で現わすかどうか、こういうことについて、まだ原則はきまつておるのであります、その成文化といひますか、そういうことについて、まだ国籍以外に幾多の問題がやはりあるわけでありまして、全体をまとめた成文化がまだでき上つていないわけでありまして、若干そういう未決の問題もあり、会談も継続中でありまして、そこでこれを資料として差出すといふことはどうかと思ひ、こういうふうに申上げたのであります。原則的なことにおいては只今申上げた方法で行なつておるわけでありまして。

○一松定吉君 朝鮮人は講和條約発効と同時に日本の国籍を離脱することになるというところは、そういう方針にあるけれども、まだそういうところまで行つておらんと、こういうのです。

○政府委員(石原幹市郎君) いや、その原則であります、この日韓会談の国籍に関する部分のきまつておることを資料として次回に出して、これと、こういうお話でありますので、それは国籍ばかりでなくいろいろの情報がまだたくさんございまして、若干まだ問題が残つておるところもあり、又日韓会談も御承知のごとく、妥結に至つておりませんから、その部分だけを次の委員会に資料として出せといふことは直ちに今お答えすることはできないと、かように申上げたわけでありま

す。

○一松定吉君 本法案の二十二條の二の二の條項に「前項に規定する外国人の同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内に、外務省令で定めるところにより、長官に対し在留資格の取得を申請しなければならぬ。」と、こうあるのです。そうすると今政府次官のおつしやるように條約発効後国籍に関する問題の協定ができてから、日本の国籍を離脱するといふことにするのです。この二の「日本の国籍を離脱した日」、その離脱した日というのはいつにするか、離脱した日は……。

○政府委員(鈴木政勝君) 只今お尋ねの点は、只今提出いたしておりますボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案、この二十二條の二の規定で、日本の国籍を離脱した者は、この規定でお話のようになります、思ひますけれども、朝鮮人、台湾人はこの二十二條の二の特例といたしまして、第二條を御覽下さいとよくおわかりになるかと思ひますが、第二條の第六項であります、6と書いてございましてその六項によりまして、「日本国との平和條約の規定に基き」……。

○一松定吉君 ちよつと待つて、どこです。

のといふ規定は、これは非常の場合が違ひますし、特に二條の第六項によりまして、別に法律で定めるまでは何ら手續を要しないで、今日ある状態のまま引続き居住することができる、こういう規定を置いておるわけであります。従ひまして、朝鮮人、台湾人につきましては、二十二條の二の規定でできないで、第二條の六項の規定で在留が許される。併しながら、それじや、どういふ在留資格、在留期間で許されるかといふことは、これは日韓會談の妥結を待つて、別途法律で以て、そういった者に対する在留資格、在留期間

のを要しないで、これは在留ができる
と、こういうふうな特例を設けておる
わけであります。

○一松定吉君　そうすると、この出入
国管理令の第二十四条の「外国人につ
いては、第五章に規定する手続によ
り、本邦からの退去を強制することが
できる」というので、一から六まで規
定してあつて、この規定の中で、本邦
から退去を強制することができる。「こ
の條件に当てはまる者は、朝鮮人とい
えども退去を強制することができる
と、この規定には変りがないのですか
ね。

定でございます。従いまして、異議の申立をすれば、或いは五十條によつて在留が許可される場合がある、かように御了解下さつて結構と存じます。

○一松定吉君　だん／＼、わかりました。二十四條の、本邦から退去を強制することができるといふ規定は、この條項に当てはまるような事柄があれば、日本人であつた者でも外国人になつた朝鮮人に向つては退去を強制することができ。情状によつては強制しなくてもそのまま在留せしむることは当然でできると思うが、それはいいだらうね。

退去を強制するものではないというよう
な事情を、これらの人によく了解せし
むるならば、日本の秩序を亂し、若し
くは不正でないというような者は退去
を命ぜんでも済むのだというようなこ
とを彼らの頭に入れておけば、こうい
うつまらない騒擾を起すことはないとい
思うのだが、そういうような手続を十分
にする必要があるかと私は思うので
す。そういう点について、今政府はど
ういう手を打つことになっております
か。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先
般のこの委員会でもこのお話が出まし

○一松定吉君 私ども日本人としても、やはり今政務次官のお答えになつたような、外国であつても、元日本人として我々同国人という謹みにあつた關係上、これらの人を生活が困つておるからと、或いは長く日本にお世話になるからというやうなことで、直ちにこれを退去を命ずるとかということとは、本當は國際情誼の上からもそういうことはよくない。殊に日韓併合で日本の國籍を持つて、今まで日本人であつたものが、直ちにこれが外人になつたからというて日本人として安らかな生活をして来てはつたものが、二

が定められる。従つて、その法律ができるまでは何ら手続を要しないで居住することができ、こういうことになつておるわけであります。

○一松定吉君　そうしますと、6の規定によつて、その取極めのできるまでは、日本人ではないけれども引續いて在留資格を持つことができる、こういう意味ですね。

○政府委員(鈴木政勝君)　つまり普通の管理令によりますれば、日本に在留する外国人というものは、すべて在留資格、在留期間を持たなければいけないと、こういうふうになつておるわけ

○政府委員(鈴木政勝君) この第二十條の退去強制の條文は、朝鮮人、台湾人のかたがたは、平和條約発効と同時に、在留人であれば適用になる。

○一松定吉君 その退去命令があつた時分に異議の申立ができるということが規定になつてゐるが、その異議の申立が理由がないと認める場合でも、五十條の第一項の二号によつて、この日本國民として本邦に国籍を有することできる、こういうような取扱は、これはお願ひすればできることになるのですか。

○政府委員(鈴木政勝君) この五十條

○政府委員(鈴木政勝君) 二十四條は退去強制することができ、こう書いてございまして、必ずしも退去強制しないでもない場合がある。

○一松定吉君 これは法文の書き方からそうなっておりますが、ところがこの間、我々は命を受けて大阪並びに神戸に出張して、向うに起つた朝鮮人の騒擾事件を調べたときに、我々は生活に困つておるけれども、いわゆる生活保護法の規定を受けなければ……この法文は、彼らに強制はしないのだが、二十四條の四のホ、即ち貧困者、「生活上困窮した地方公共団体の負担になつてゐる

て、いろいろ質疑応答されたのであります。が我々考えておりますのは、貧困者であるからとか、ただ生活扶助を受けておるとかいうことだけで直ちにこれを退去せよとか、どうとかということは毛頭考えていないのであります。貧困であり而も本人が勤労意欲もない、勤労意思もない、長期に亘つて生活扶助を受けておる、これ以上日本に滞在されるということは日本に非常に迷惑であるというような人に退去を願おう、こういう考えをとつておるのでございまして、現に只今いろいろ日韓で話合つておる中にも、生活

いう痛ましい戦争の結果、我らも日本人でなくなるのだという頭を持つておるものを、もうお前は今まで日本人だつたからよかつたものを外国人になつたからすぐ出て行けというようなことはこれはよくないことである。それで二十四條の「本邦からの退去を強制することが出来る。」強制することが出来るが、強制せんでもいいというこの二十四條の精神を活かして解釈して、そういうような哀れな朝鮮の人なんかに対しては、決してお前らは退去せんでもよろしいから日本に永住することができるといふ安心感を與

人、朝鮮人につきましては、平和條約が締結になりますと外国人になる、そこで管理命令上必ず在留資格と在留期間を持たなければいけません、こういうことになりますと、非常にそこに無理が生じますので、そこで二條の第六項で、特別な扱いをして、別に日韓會談で在留資格、在留期間の取極めができたあと、別に国内法で定められるまで、何らかの在留資格と在留期間というも

の規定は、極めて例外的な或る種の救済的な手段と申しますか、というものでありまして、例えば具体的な例を申し上げますと、或る地域から不法入国が入つて来た、こういうた者は、これは当然に不法入国であるということによつて退去強制されるべきものでございまずけれども、そういうた者でもこの五十條によつて、こういうた条件を具備している場合には、長官が特別に在留を許すことができると、こういう規

もの」と、こういう意味において我々は生活保護法の規定で保護を受けると退去を命ぜられる。だからして生活は困るけれども、保護は受けない。保護は受けない代りに生活に困る。そこで「どぶろく」を造るとか、闇の売買ということをするのだ、こういうようなことで、頻りにそれが行われているのだね。そういうようなことに對して決して困窮者であっても、或いは生活保護法の規定を受けておつても、必ずしも

保護法直接適用という言葉が当るかどうかわかりませんが、生活保護法の運用というようなことも考えまして若干の予算措置も講ぜられておるといふようなことであります。この法全体の精神が長く日本におりました朝鮮人、台湾の人々にとりましては、日本に害のない人は、それらの人に帰つてもらおうという考えは毛頭持つておるものではないということを重ねて明言いたして置きます。

えるということによつて、こういうつまらない騒擾というようなものは起さず、済むと思う。ただこの二十四條のいわゆる悪質なことによつて……無期又は一年以上の懲役若しくは禁錮に処せられたものだとか、或いは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で以て破壊することを企てたとか、主張したとか、こういうような日本の秩序を乱すことをその日その日の仕事としておるような悪質な者に対して、嚴たる処置を以て退去を命ずることはいいです。

れども、それ以外の生活に困つておる或いは病氣で療養しておるところの者、一例を挙げれば癩の患者ですけれども、癩患者にお前おるなというようにことを……、日本には癩の患者の療養所がちゃんとあつて、貞明皇后の何でそういう者の救済の事を挙げておる、非常な仁を以てそういう仕事をこなつておる我が国が、癩患者だから朝鮮に帰つて癩病をふり撒けというような態度をとることはよくない。そういうような人々に対しては、やはり同情を以て日本に永住することができるといふようなことを彼らに知らしめれば、或いは過は過まつて罪を犯した者でも非常に前非を悔いて善良になる、日本に永住する希望のあるという

は制裁規定があるとかないとか、帰つたらどうするとかいういろ／＼な流言飛語が飛んでおりますから、やはりこの際政府の所見を明らかにし、そして我々もそれらのことについて大いに検討をしておく必要があつたと思ひますから、所感の一端を述べて頂きたいと思ひます。

はちよつと困難ではないかと、かように一応考へておる次第であります。

いかにいうことを調べるつもりか、調べないつもりですか。調べるならどういふふうして調べるか、その調べる方法、又不問に付するなら付する、そういう点を明らかにしてもらいたい。

もう家を出るときから行くつもりで出たということが新聞に出ておつたが、果してそういうことであつたとすればこれに当てはまるということになると思ふ。そういうことは一つ明らかにして、將來そういう悪例の残らないように、聞くところによると、近頃又、どこかのほかのところに旅行を求めて、数人の人が途中から又高良氏の轍を踏んでモスコイに入るといふ話があるようなことがうす／＼私の耳にも入つておる。そういうことがだん／＼行われるということになると、折角のこの旅券法においてそういう取締規定があるのに、それが水泡に帰することになる。私どもは高良氏とは特別に懸念だから、そのかたがたがういふ目に会ふというふうなことは勿論好むものではないが、ただ国会議員として法の權威を保つ上において、そういうことは一つ厳格に処理してやられるということが非常にいいことである。將來再びかようなことのないようにすることがいいことである。又旅券法に欠けるところがあれば、これは我々の手によつて補正して、そういうことを許さないかというふうなことは明らかにしてお

る、日本に永住する希望のあるというやうな者を強いて送り返すというやうな意味ではない、日本におつてもよろしいのだということを彼らに徹底的に知らしめれば、朝鮮人同士もお互に自衛自戒して、そういう暴動を起した

こので論議されましたように、いろ／＼な理由からいたしまして、旅券も発給しない、こういうことは大体良識ある國民としては全部承知しておつたことと思ふのであります。それを国会議員の職にある人が、日本で政府がこういう考へを持つておつたということに承知しつゝ行かれましたということについては、これはまあその人その人の考へ方もあることでありましようが、世間の良識によつて、この行為はそれぞれ批判されることと思ひます。

〇一松定吉君 旅券法の何條にそういう規定があるのですか、ちよつと法文を読んで見てください。

〇一松定吉君 大勢の實業家や若しくは国会議員らがモスコイから招聘を受けて政府に要求したが、政府はいわゆる好ましくない旅行だからと言つて許さなかつた事實は、これは顯著である。そういうことを知つておつて参議院議員の資格のある高良氏が政府の好まん旅行をして、そしてモスコイに入つたという事実もこれ又顯著なんです。そして見ると帰つて来た後に、これは二十三年の一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処するに當るかと當てはまるか、これは一応調

〇内村清次君 先ほどの政務次官の答弁では高良議員の行動に対して旅券法違反だ、勿して又罰するといふやうなことをここで明言せられたやうであつ

間私は行つて、大阪、神戸における朝鮮人諸君の暴動を親しく觀察してその感を深くしましたから、これらの点につきましては、この法の運用について政府としては十分に御考慮を払われ

〇政府委員(石原幹市郎君) この問題につきまして、外務省といつたところまでは至つていないのでありますが、まあ大体の考へ方といつたしまして、モスコイの経済會議といふものは日本として余り好ましくは思つていない。それから又モスコワへ、ソ連へ行くということにつきましては、これはたび／＼ここで論議されましたように、いろ／＼な理由からいたしまして、旅券も発給しない、こういうことは大体良識ある國民としては全部承知しておつたことと思ふのであります。それを国会議員の職にある人が、日本で政府がこ

〇一松定吉君 旅券法の何條にそういう規定があるのですか、ちよつと法文を読んで見てください。

〇一松定吉君 大勢の實業家や若しくは国会議員らがモスコイから招聘を受けて政府に要求したが、政府はいわゆる好ましくない旅行だからと言つて許さなかつた事實は、これは顯著である。そういうことを知つておつて参議院議員の資格のある高良氏が政府の好まん旅行をして、そしてモスコイに入つたという事実もこれ又顯著なんです。そして見ると帰つて来た後に、これは二十三年の一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処するに當るかと當てはまるか、これは一応調

〇内村清次君 先ほどの政務次官の答弁では高良議員の行動に対して旅券法違反だ、勿して又罰するといふやうなことをここで明言せられたやうであつ

つての安心感を與えることのできるやうな方法をおとりになるということこそ私は特別にお願いしておきます。別にこ

〇政府委員(石原幹市郎君) 厳格には

〇一松定吉君 とうする和高良氏が帰

〇内村清次君 先ほどの政務次官の答

〇内村清次君 先ほどの政務次官の答

政府のお考へはどういうことになつて

〇政府委員(石原幹市郎君) 厳格には

〇一松定吉君 とうする和高良氏が帰

〇内村清次君 先ほどの政務次官の答

〇内村清次君 先ほどの政務次官の答

て、これは重大な発言だと思ふ。(一)そんなこと言わない」と呼ぶ者あり)そうですか。ただあの発言をいたしまして、一応話を聞く、経緯を聞くというような言葉がそのまゝ適用されることとすれば、これは政府のやられること、又関係当局がやられることでありますから、大して問題にいたさないつもりですが、ただ問題は先ほどのモスコートの経済会議というものに対して、政府のほうで認定せられておる認定というものが、対しては我々としてまだその点に對しては意見がある。意見があるが、ただここで私が質問したいことは、最近におきまして北京政府から民主的労働団体に対してメーデー参加勧誘が來ておるわけでありまして、その団体の代表者たちは是非一つ行きたいというところ、日本人として旅券の交付を願つておる。これに對しては、聞くところによると、これは外務省当局においてはない、この旅券の交付の許可を與えておられないような事態であるので、これは政務次官自体から、その経緯がどうであるかということ責任を以て答弁ができませんれば、一つ答弁をして頂きたい。

○加藤シヅエ君 議事進行ですが、まだ出入管理命令の審議が済まないのに、問題がほかにも起れておるようでありまして、こちらのほうを先にして頂きたいと思ひます。

○内村清次君 この点は、大体これは委員長の前にも緊急質問としてこの問題は事前にお話申してあるし、或いは又、各委員に對して申してその問題を話し合ひます。勿論私たちが今回の連合委員会の趣旨はよくわかつております。併し私も質問者の一人です。

一人でありませうけれども、今日は主管大臣が見えない。この重要な時間的な制限もあるような委員会に對して政府の責任者が出ない、而もこの前も出ない。こういう状態で私たちは議員として残念です。総理大臣も出ないが、総理大臣の真似を主管大臣がやつておる。こういうようなことでございまして、そこで私は委員長、その他委員のかたへとも了解の上で質問をしておるのですからして、これは一つ僅かの時間だろうと思ひますが、どうか一つこの点は議事進行の上には支障がないというところで一つお許しをお願いしたい。

○政府委員(石原幹市郎君) これはこの前、ソ連の旅行の発給を認めなかつたと大体同じ建前からあります。旅券法の十三條と、それから主として十九條になるかと思ひますが、現在中共にまだ多数のやほり抑留者があり、それらに對して正確なる情報ももらえない。又東支那海その他において漁船の拿捕等も頻々としてある。こういうような一方の状況であります。旅券法の精神から申しまして、旅行者の十分な保護ということが確保されなければならぬと思ひます。殊に中共は、日本はまだこの国を正式に認めておりません。正式な交渉の相手になり得ないのであります。そういう意味から考えまして、この際中共の旅行券を出すことはどうか、こういう考えで進んでおる状態でありまして、

○内村清次君 そうしますと、十九條は政府としていわゆる渡航者が身の危険を感じるようなことに対する保護が、保障ができないということですか。

ね。これは先般の経済会議への出席の問題に對して申しても、政府が言つた言葉である。ところがそのために、渡航の許可というものがなされなかつた。先ほどの発言の中にもありましたように、高良女史は何ら身の危険はない。而も又国賓待遇で行つておられる、ソ連自体でそれである。もう一つ私がお聞きしたいことは、日本政府は中共政府を認めておられないというようにお申しておられるようでありまして、

が、この点は、二つの政権がある事態、事実というものをほつきりお認めの上でおつしやつておられることであるか。勿論これは日華條約とも将来関係のある問題でありまして、重要な発言だかと思ひます。重要な発言であるかと思ひます。重要な発言であるか、この点も一つ私は確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 中国につきまして、日本が正式に承認していないから、認めておられないのはいわゆる国民政府でありまして、中共政權につきましては日本はこれを承認しておる形になつていないのでございまして。従きまして、旅行者の保護を求めるとつきまして、旅券の発給をいたします際に、そういう考え方をとることは只今のところでは申上げておきません。

○内村清次君 これは、そうすると外務大臣が許可権の責任者ですが、政務次官として外務大臣の代行として承わうという御発言、的確の答弁として承わつていいですか、どうですか。あなただけのそれはお考えですか、外務大臣としての御方針ですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今まで答えましたところは、大体外務省の考え方と御了承願つておきたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今に關連して……今の問題は、我々が討議している法律案とも関連があるので、一言伺つておきたいのですが、御承知のように例えはイギリスの例をとつて見ると、イギリスにはいわゆる旅券法というものは、ない。ところが最近アメリカとの關係において、英國人がソ連に行つたりすることが妨げられるような事実が起つて來ておる。それは英國の輿論で非常な問題になつて、英國は國民の海外旅行というものを制限しないという原則を捨てようとしておるのであります。それは或る意味において、検閲制度が復活する虞れがあるという問題になつております。日本でも旅券法の精神、それから又、出入管理の法案のようなもの、そういう至るところに今お答えになつていような意味の方針が現われて來るものだとするならば、これは或いは検閲制度の復活、事実上における検閲の復活であるというところで問題にならざるを得ない。ですから私は、さつきの「思料する」というような問題にしても、政府が主観的にそういう問題を思料するということはできない。又それについては疑義がある。現に今、一松議員のおつしやつた問題にしても、この旅券法が、ソ連において開かれる國際經濟會議に出席するため、日本が旅券を発行しないという問題について、それが議論の余地がない、これは輿論も、外務次官がよく御承知のように輿論もこれを支持する、行つ

たほうがいいのだという立場の公平な意見もありました。ですから輿論に對してもこれは全然疑義のない問題ではない。ただ現在の政府が、現在の政府の政策からそれを許可しないということをとられたのですが、それについては今言うように議論の余地がないわけでもない。議論の余地がないわけでもない状態の下において、その政府の方針が守られなかつたという事実がここにあるわけでありまして、それに対してさつき一松議員が、その法の權威を守るためにと言われましたが、併し法の權威が或いは政府の方針によつて失われていたのかも知れない。例へば旅券法を以て検閲の代用としたようなことがあるならば、そのほうが法の權威が落ちてゐる。そういう点について問題がないならば、旅券法の精神が正面から破られたならば、それはその法の權威を守るために、それに対する処罰なり取調べなりということが行われるのは當然ですけれども、或いは旅券法の根本精神が曲げて適用されたのじやないかという問題があるならば、その曲げて適用したために起つて來た問題に對して、これを追及するということは決して法の權威を高からしむる所以ではない。そのことについては、政府は十分反省しておられればこそ、さつきからの御答弁の場合にもそんなにはつきりしたことをお答えにならない理由もそこにあるだろうと思ひますが、如何ですか。

(委員長退席、法務委員長小野義夫君委員長代理(小野義夫君) ちよつと御発言中ですが、只今法務問題とかわりあるありますが、今簡単に御答弁が

あるならそれを済ませて、それから懇談会に入りたいと思います。

○政府委員(石原幹市郎君) これは、私先ほどの一松委員の御質問に答えたところで十分お済み取りを願いたいと思うのでありますが、ただ一松委員から更に法の権威のために適正な運用というふうなお話もございましたので、それもやはり一面の真理かとも思いますが、いずれ帰られましたならば、十分事情を一応承りまして、これを直ちに旅券法違反者であるとかいふ観念でなく、事情をよく承りまして、その間に又いろいろの事情が判明して来ると思ひます。それによつて今後の措置を考案して行きたいと、かように考えております。

【委員長代理小野義夫君退席、委員長着席】

○兼務第一君 私は、数回前の外務委員会におきまして、モスクワの経済会議の旅券問題について、私と岡田委員とで政府の態度を十分検討いたしました。政府の言ひ分には何ら根拠がないといふことを明らかにいたしましたところ、その後政府は旅券法を非常に出して、憲法に違反し、屁理窟をつけて妨害された。ところが実際モスクワで、経済会議が開かれました結果を見ますと、実に驚くべき結果を見ます。国の人たちが五百名……国連五十三カ国に對しまして四十八カ国の、世界の各国から五百名の代表者が選ばれて、二億米ドルの取引が成立してある。すでにこの問題につきましては、私は直ちに政府に正式に日本国憲法に違反し、旅券法を蹂躪して、正当な旅券の要請を拒否された政府の当面の代表者として、岡崎国務大臣の出席を願つて、我

私は嚴重に追及する予定でありました。が、引續いて在外公館或いは出入国管理令の法案が出て参りましたので、我々はその政府の法律違反、憲法違反の態度の追及はただ留保しておるだけで、これは外務委員長はすでに了承しておられる点であると思ひます。従つて、先ほど来の一松委員、又ほかの関連について、私は若し時間が許されるならば、ここで徹底的に石原次官に、その点についてその非がいづれにあるのであるかといふことを明らかにしたいのであります。実はもつと緊急な、もつと重要な問題が起きておるのであります。それは隣邦中国からも日中に非常な追つて参ります五月一日のメーデーに際し、中立系及び産別各労働組合に二十四名の招待が来ておつて、この数日の後に出発しなければならぬような極めて緊急な事態が差迫つておる。そのために本日外務委員会との連合委員会があるといふので、わさ／＼その代表者三十四名が先ほどまでこの参議院の委員各位各党各派にお願いに来ておられたのであります。が、緊急な大会がありまして、そちらへ行つて、今三人残つておられます。が、その実情は、実は先ほどからの皆さんのお話しは無理もないことであるが、徹底を欠いておられます。現在すでに外務省へそれらの代表者から出しておりますパスポートのお願いは五十六名であります。労働組合のみならず各界各層の代表者五十六名が旅券法による成規の手続をしておられ、昨日その代表者約三十名が外務事務次官、欧米局長その他に会つております。ところがその会見の結果を聞きますと、これは旅券法がどうだこうだといふ、

例の全く憲法を無視した詭弁を弄しておる。ところが詭弁を弄し切れないと、事務次官のごときは、これは政治的な意味でパスポートを出せないのだと、そういうふうなことを言ひ、そうかと思つて、もう一步追及すると、それは参議院の外務委員会、法務委員会に行つて聞いてくれといふことを言つておる。今日その代表者が来ておる。その五十六名の代表者はもつと続々殖える予定でございまして、而もこの五十六名といふものはモスクワ経済会議のときと非常に事情が違ひまして、主として労働組合を中心におきました。関係上、一つ／＼の組合におきました組合員の投票によりまして非常な決意を以て、その眞の代表者を選び出すといふような、民主的な手続をやつておられる。渡航を希望する方々も非常に決意を以てこの事柄に當つておられます。又我々外務及び法務連合委員会、その他各会派におきましても、これは一パスポートの問題ではなくて、日本が今後日本の国を復興して行くのに、約五億の世界最大の人口を持ちます隣邦中国と、どういふふうな外交を調整して行くかという根本問題がここに横たわつておると私は思ひます。のみならず、そういう経済的、文化的、政治的な提携という意味におきまして、メーデーといふと、資本家的なかちの頭を持つた人は、何か赤い旗でも振つて歌でも歌うというふうに思つておりますが、人民民主政権においては、労働者が政權をとつた国においては、全人民を挙げてのお祝でございまして、そのお祝には各界各層のあらゆる人たちが喜び、将来の決意を新たにする。そのメーデーの國賓として招

待を受けるということは、これは労働者を中心とした人民民主主義國家中国におきましては、並々ならぬことでございまして、これに礼を厚うして招待を受けておる。この礼を厚うして招待を受けておるのに対して、又ここで政府が、吉田流或いは岡崎流、或いは石原流のですね(笑)詭弁を弄して、これを妨害するといふことは……今笑つておられるけれども、私は今笑うものは数年後に悲劇である。喜劇と見えることが悲劇である。私はそういう意味で、どうか一つ、できればこの委員会でも委員長のお取りなしで、長い時間はとらせませんが、今ここに三人のかたが来ておられます。一人は、総合病院を經營しておる医者としての立場から中国のその招聘に応じようとしておられる倉田氏、それから全日本木材の労働組合を代表して中国へ行こうとしておられる伊藤君、それから土建労働組合の神奈川支部を代表する佐々木君といふような人もおられますので、これは一つ超黨派的に、日本のために現在の外務省のこの旅券法が、憲法を蹂躪して隣邦友愛の道を遮るうとしておるのが果して日本のためであるかどうか、而も昨日は外務次官ですか、こういうことを言つたさうです。無理に行けば旅券法においては処罰ができませんから、出入国管理令で処罰すると言つたさうでありますから、(笑)これはやはり出入国管理令とも関係が深いのであります。この点一つ三君の言ひ分も聞かれまして、一つこの際日本のために、果してそれがとるべき外交政策であり、正しい法の運用であるかといふような点の一つの材料にされまうと思ひます。一つ短かい時間で結構でございます。

ますから、そういう機会をお與え下さることをお願いいたします。
○委員長(有馬英二君) それではこれを以ちまして外務・法務連合委員会を散会いたします。
午後四時四十九分散会

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所